

# 川島文庫に寄せて

菅野耕毅（法学部教授）

本学図書館には、『川島文庫』がある。川島武宜先生が昭和期の民法学および法社会学の中心的な研究者として、優れた研究業績を世に問い、また多くの後進を育て上げられた功績は広く知られているが、それを生み出した川島先生の研究室と書斎の膨大な文献・資料がそっくり川島文庫として、本学に整理保管されていることは、必ずしも広く知られているとはいえない。この文庫を見ることにより、川島先生のご研究の構想がどのようにして生まれ、その研究主題がどのようにして発展したかを、感じ取ることができるのではないかと思う。また、明治・大正・昭和の主要な文献がまとめられており、この文庫は、歴史的にも貴重な知的財産である。川島文庫が本学に寄贈されたことは、関係者の縁によることはもとより、大きな幸運でもあるといえよう。学問を志す学生諸君には、この文庫を訪れて、その文献・資料のなかから一冊でも手にとってページをめくり、そこから川島先生の学問の片鱗なりとも感じ取ってもらいたいものである。

わたくしも、学生時代に、川島先生の『日本社会の家族的構成』に感銘を受けて以来、『所有権法の理論』、『民法総則[法律学全集]』、『川島武宜著作集(全11巻)』その他を通して、多くのことを学ばせていただいた。当時すでに川島先生は法学界の重鎮として、若輩のわたくしなどの近寄りやすい存在ではあったが、昭和55年(1980)に盛岡で開催された日本司法書士連合会第2回東北セミナーの折には、親しくお話を伺うことができた。川島先生の特別講演は『争いと権利・法律』と題して、科学的な法律学の立場から、まず、社会において「争い(conflict)」が起こることは避けられないこと、争いがすべて悪いわけではなく、争いがあったために人類の発達があったともいえることから説き起こして、人類は、その争いを「議論の争い」に転化し、それをさらに「法的な争い」すなわち誰にどのような権利があるのかという議論の争いにしたうえで、第三者が法的判定を下すという「裁判」の制度を発展させてきたことを論じられた。次に、裁判規範について、第三者の法的判定には「正当性」が要求され、それを保障する手段として「法的判定基準(法源)」が必要になること、裁判が正しいと人々が思うためには、法的判定のための正しい基準とその基準を用いて結論を出す判断の過程の正さが求められることを指



摘し、法的判定基準=法律の条文はどのようにしてできるか、判断の過程の正さは論理的推論の原則によって確保されることを述べられた。最後に、「法律家」について、法律学を勉強して暗記している人が法律家なのではなく、高度の“Learned

profession”としての“Jurist”を法律家というのだと述べ、法律家の責任を強調して、講演を結ばれた。多くの学生や一般市民たちに大きな感銘を与えた、印象深いお話であった。

その晩の司法書士会主催の懇親会は、主賓の川島先生ご夫妻を囲んで、ゲストには三田地宜子氏(岩手大学教授・民法)、菅野耕毅(岩手医科大学教授・民法)、盛岡地方法務局長、日本司法書士連合会長など、そのほか司法書士会の役員が30名ほど出席し、うちとけた和やかな懇親の会となった。当時、川島先生は、東京大学定年退官後10年、弁護士として活躍され、建設工事紛争制度調査団長として欧米を歴訪され、学士院会員に選ばれたばかりのころで、大変お元気であった。先生は、法律や社会の諸問題はもとより、美術、音楽、演芸から料理に至るまで、多方面に関心をもたれ、また相当の博識で、どんな話題にでも一家言をもち、その造形の深さに驚嘆させられる、忘れがたい楽しい宴であった。

わたくしにとっては、こうしたささやかな体験を回想しながら、ときどき川島文庫を訪れるのも本学図書館の楽しみ方だと思っている。



▲「日本社会の家族的構成」



左から三田地、川島先生、奥様、菅野